

竹原浄化センター水質試験及び汚泥分析試験業務委託仕様書

1 目的

- (1) 流入水及び放流水について、定期的に水質試験を行うことにより、下水道法第8条の規定に基づく放流水の水質基準を遵守するための適正な維持管理を図り、もって公共用水域の水質の保全に資すること。
- (2) 竹原浄化センターから搬出する汚泥について、定期的に分析試験を行うことにより、特別管理産業廃棄物判定基準を遵守するための適正な維持管理を図り、もって生活環境の保全に資すること。

2 履行場所 竹原浄化センター（竹原市下野町1198番地12）

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

I 水質に関すること

(1) 検体採取

ア 検体 流入水及び放流水

イ 採水時期

放流水の一般項目…毎月第1・3週の指定した曜日

流入水の一般項目…毎月第1週の指定した曜日

放流水・流入水の健康項目・特殊項目…6月・12月の第1週の指定した曜日

(2) 水質分析

ア 分析項目及び回数 別表1による

II 汚泥に関すること

(1) 検体採取

ア 検体 竹原浄化センターで生産される脱水汚泥

イ 採取時期 溶出試験及び含有分析…6月・12月の第1週の指定した曜日

ダイオキシン類含有分析…6月の第1週の指定した曜日

(2) 汚泥分析

ア 分析項目及び回数 別表2による

5 分析結果の報告

広島県の「公共下水道に係る水質等の報告徴収要領」に規定する各様式に検査結果を取りまとめ、当該分析を行った検体が採取された日の属する翌月の10日（3月に採取した場合は同月末日）までに下水道課に報告する。

6 その他

竹原市は、必要に応じて業務の実施状況の検査を行うことができる。